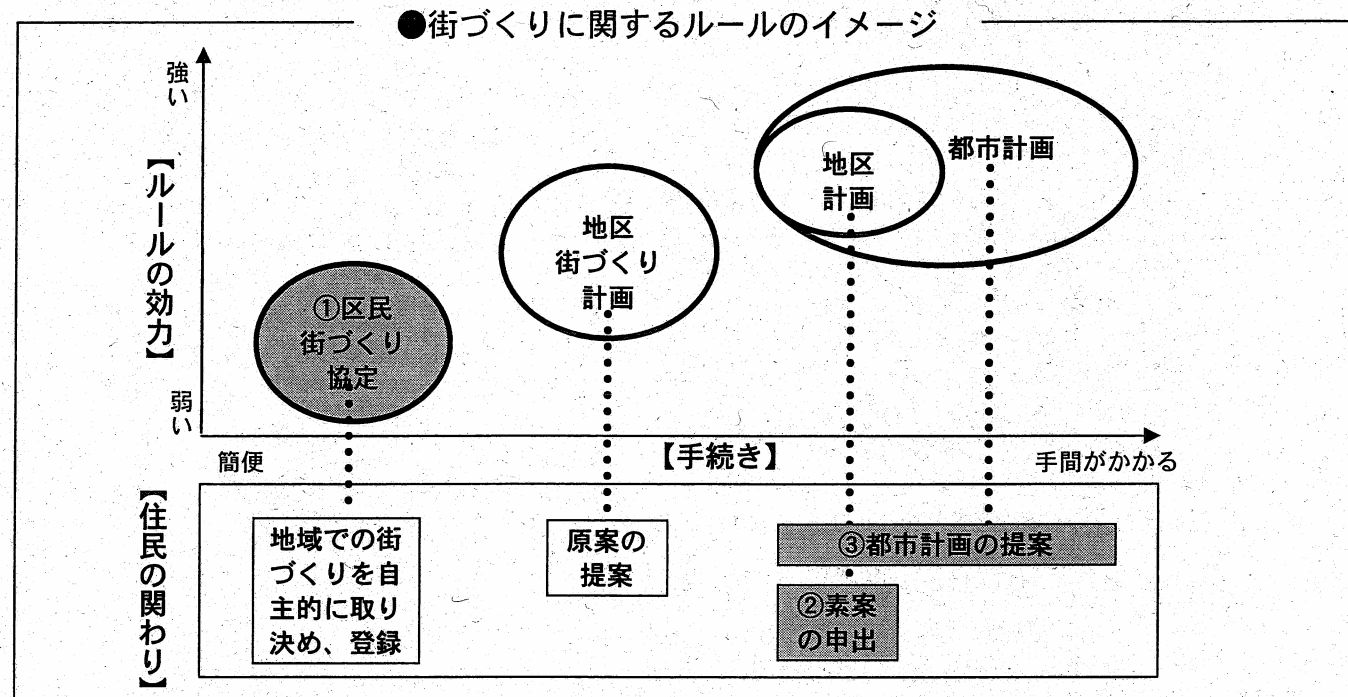


世田谷区街づくり条例 主な改正点 (概要)

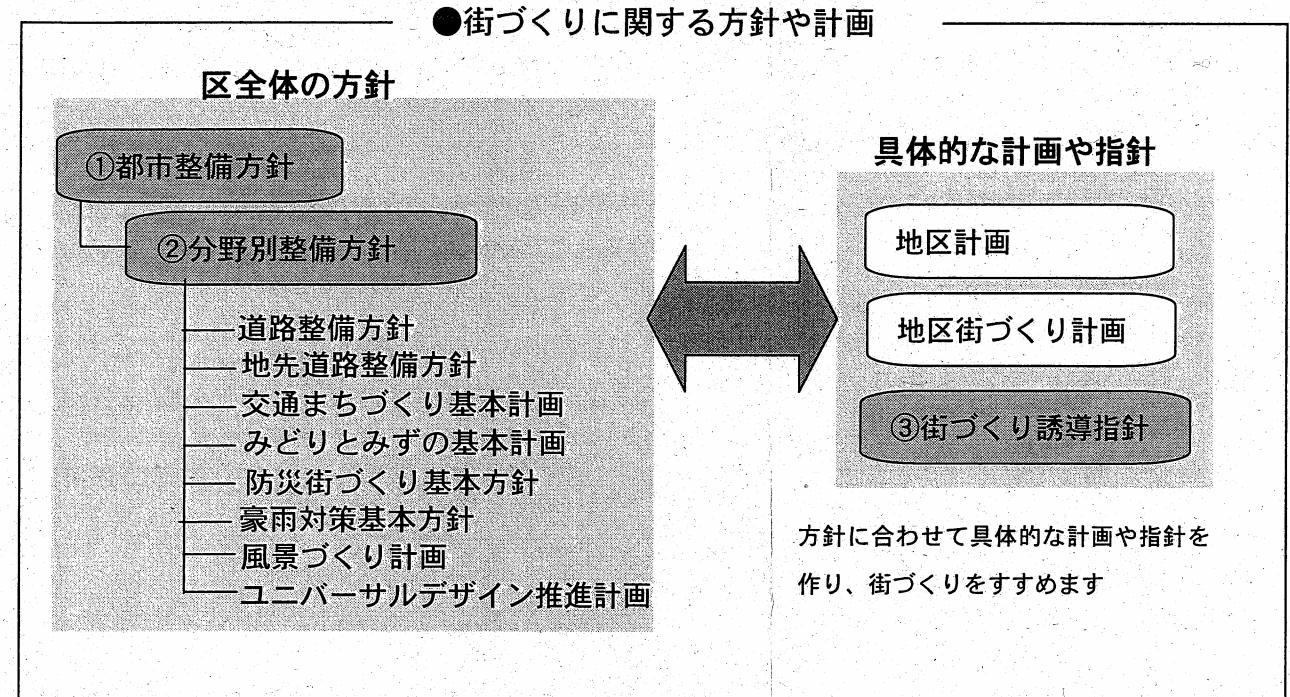
1- (1) 区民が主体の街づくりをすすめます ~街づくりに関わる選択肢を増やす~

- ① 区民街づくり協定を規定します。
- ② 地区計画等の素案の申出制度を規定します。
- ③ 都市計画の決定等を提案できる団体に地区街づくり協議会を規定します。



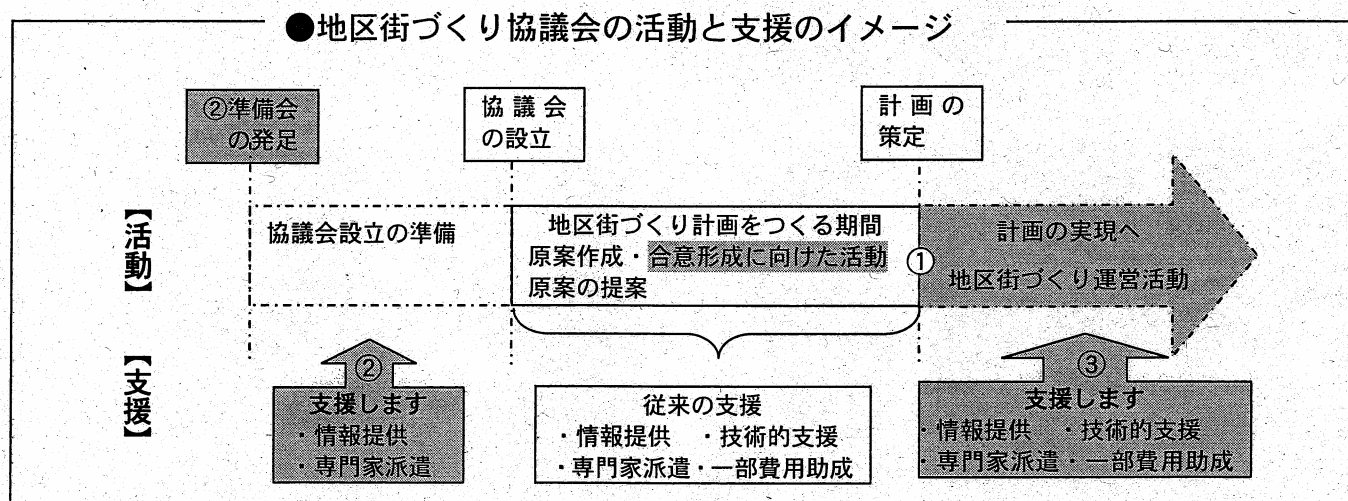
2 質の高い街「世田谷」を総合的・計画的につくっていきます

- ① 都市整備方針を条例に明確に規定します。
- ② 分野別整備方針策定時に区民意見反映のために必要な措置を講ずることを規定します。
- ③ 街づくり誘導指針の策定を規定します。



1- (2) 区民が主体の街づくりをすすめます~地区街づくり協議会の活動と区の支援

- ① 地区街づくり協議会の活動を明確にします。
  - ・ 地区街づくり計画原案を提案しようとするときの地区内の合意形成に向けた活動
  - ・ 地区街づくり計画策定後の計画目標実現のための活動や事業
- ② 地区街づくり協議会の立ち上げ段階 (地区街づくり準備会) を規定し、支援します。
- ③ 地区街づくり計画策定後の地区の計画目標実現のための活動や事業を支援します。



3 区民・事業者・区が協力して良好な建築構想を誘導していきます

- ① 大規模土地取引の事前届出を規定します。
- ② 建築構想の事前調整制度を規定します。

